

大分市パークアンドライド駐車場認定制度実施要綱を次のように定める。

平成31年 2月15日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市パークアンドライド駐車場認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する駅又はバス停留所の付近に整備された駐車場に対して、パークアンドライド駐車場（中心市街地等に存する事務所に通勤する者等が自動車から公共交通機関に乗り換えるために自動車を一時的に駐車する駐車場をいう。以下同じ。）として認定を行い、パークアンドライドの取組を促進することにより、中心市街地等への過度な自動車の流入を軽減するとともに、公共交通機関の利用を促進することを目的として実施する大分市パークアンドライド駐車場認定制度（以下「認定制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象となる駐車場)

第2条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たす駐車場をパークアンドライド駐車場として認定するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる駅又はバス停留所の付近に整備されていること。
- (2) 別表第2に掲げる認定基準に適合していること。

(認定資格)

第3条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けることができる者は、駐車場の管理者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同

条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市パークアンドライド駐車場認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 駐車場平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、認定を決定し、大分市パークアンドライド駐車場認定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、認定済標識（様式第3号）を貸与するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた駐車場（以下「認定パークアンドライド駐車場」という。）の出入口の見やすい箇所に認定済標識を掲示するよう努めるものとする。

(公表)

第6条 市長は、認定をしたときは、認定パークアンドライド駐車場の場所、認定事業者の名称その他認定パークアンドライド駐車場に関する事項を市ホームページ等で公表するものとする。

(変更の申請)

第7条 認定事業者は、第4条の規定により申請した事項を変更しようとするときは、速やかに大分市パークアンドライド駐車場認定変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(廃止の届出)

第8条 認定事業者は、認定パークアンドライド駐車場を廃止しようとするときは、大分市パークアンドライド駐車場廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした認定事業者は、速やかに認定済標識を市長に返還しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 別表第2に掲げる認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) その他認定事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、大分市パークアンドライド駐車場認定取消通知書（様式第6号）により、認定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた認定事業者は、速やかに認定済標識を市長に返還しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、認定パークアンドライド駐車場の利用状況等について、認定事業者に報告を求めることができる。

2 認定事業者は、前項の規定による報告を求められたときは、大分市パークアンドライド駐車場利用状況等報告書(様式第7号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年 2月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

駅	(1) J R九州日豊本線 西大分駅、牧駅、高城駅、鶴崎駅、大在駅、坂ノ市駅、幸崎駅 (2) J R九州久大本線 古国府駅、南大分駅、賀来駅、豊後国分駅 (3) J R九州豊肥本線 滝尾駅、敷戸駅、大分大学前駅、中判田駅、竹中駅
バス停留所	西大分バス停、牧バス停、高城バス停、鶴崎駅前バス停、大在駅前バス停、坂の市バス停、幸崎駅前バス停、三福寺前バス停、城南団地入口バス停、桑原下バス停、歴史資料館前バス停、滝尾駅前バス停、敷戸駅前バス停、大学宿舎前バス停、判田局前バス停、木の上バス停、金の手バス停、戸次バス停その他パークアンドライド駐車場の整備を推進することが適当であると市長が認めるバス停留所

別表第2（第2条関係）

事 項	認 定 基 準	
1. 駐車場の位置	(1) 駐車場の全部又は一部が大分市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が、別表第1に掲げる駅の改札口又はバス停留所からおおむね500m以内に設置されていること。	
2. 駐車場の利用形態	(1) 月ぎめ契約による利用が可能なもの (2) 時間単位で利用が可能なもの	
3. 駐車場の仕様	(1) 表示	駐車場の管理者名、連絡先等が表示されていること。
	(2) 区画	動車の駐車のために供する部分（駐車マスの部分）が、白線、ロープ等により区画されていること。
4. その他	次に掲げる全ての要件を満たす場合は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定により届け出ていること。 (1) 駐車場が都市計画区域内に存すること。 (2) 一般公共の用に供する駐車場であること。 (3) 自動車の駐車のために供する部分（駐車マスの部分）の面積が合計500㎡以上であること。 (4) 駐車料金を徴収するものであること。	